



2024 年度（令和 6 年度）

# 重点要望

データ利活用促進とセキュリティ基盤強化  
～一体でのデジタル改革を目指して～

2024 年 5 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

近年、サイバーセキュリティの脅威は増しており、行政機関や企業のセキュリティ基盤強化およびデジタル人材の育成が急務となっている。DX 推進による社会経済的メリットの多くは、データ利活用の推進によってもたらされるが、これにはデータの標準化や共通インフラの整備が必要であり、かつ、中央省庁、自治体、企業、一丸となって安心・安全なセキュリティ環境を整備する必要がある。これを踏まえ、今期の政策要望は、データ利活用の促進およびサイバーセキュリティ強化を目指す施策に重点を置いた。また、そのために必要なデジタル人材の育成・確保、そして地域と産業の活性化および多様な社会の実現に必要な施策を盛り込んでいる。

## 目次

<b>1</b>	<b><u>AI を用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築</u></b> .....	<b>4</b>
<b>2</b>	<b><u>上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策</u></b> .....	<b>4</b>
<b>3</b>	<b><u>中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進</u></b> .....	<b>5</b>
<b>4</b>	<b><u>経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上</u></b> .....	<b>6</b>
<b>5</b>	<b><u>ISMAP 改革に関する政策要望</u></b> .....	<b>6</b>
5.1	ISMAP-LIU における制度見直しについて .....	7
5.2	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望 .....	8
5.3	ソフトウェア製品・サービスの JIS 認証推進 .....	9
<b>6</b>	<b><u>マイナンバーを利用した IT 基盤の構築</u></b> .....	<b>10</b>
<b>7</b>	<b><u>個人データ利活用における情報信託機能の活用促進と普及啓発について</u></b> .....	<b>11</b>
<b>8</b>	<b><u>公共調達改革に関する政策要望</u></b> .....	<b>12</b>
8.1	官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備 .....	12
8.2	入札公告期間の十分な確保／政府調達の期間設定について .....	13
8.3	再委託手続きについて .....	14
8.4	付加価値を評価する評価基準や契約形態について .....	15
8.5	技術的対話による企画競争参加へのインセンティブ導入 .....	16
<b>9</b>	<b><u>競争力向上に向けた全国民のデジタルリテラシー向上政策</u></b> .....	<b>17</b>
<b>10</b>	<b><u>「情報教育振興法」の新設</u></b> .....	<b>17</b>

## 1 AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築

### 【要望の理由・背景】

- 現在、地方と都市部における教育資源の不均衡すなわち教育格差は、地方分散型社会を実現する上での障壁となっている。この教育格差により、地方在住者が同等の教育環境を得られないという懸念があり、結果として多くの人々が都市部での子育てを選択する傾向にある
- 近年は多様なバックグラウンドを持つ生徒の数が急増しており、一律の指導方法では個々の学習者のニーズに応えることが難しい状況である。生徒が自身の学習進度を把握し、それぞれに合ったやり方で学習を進めていくことが重要となる
- このような状況を改善するために、AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの活用が必要不可欠である。AIは各生徒の学習パターンを分析し、その生徒に合わせた個別の学習プランを作成することが可能となる。例えば、生徒の進捗、学習方法の傾向、強み、弱点や学習するうえで何につまずいているかを把握し、それに応じた学習コンテンツを提供する。これにより、生徒は自分で学年、教科、単元を選択し、自身に合ったドリル教材に取り組むことができ、基礎学力の定着を図ることが可能となる。このような支援体制の構築によって、学習者が自主的に進捗を把握し、学びを深められるようになることが、全ての教育格差の是正につながるのではないかと。
- また、家庭環境や教育環境などによるデジタルディバイドを生まないため、教育機関や教育機関外の公共施設におけるアクセス環境整備など、全ての生徒が平等にプラットフォームへアクセスできる施策を講じるべきである

### 【要望内容】

AIを用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築

関連予算：次世代の校務デジタル化推進実証事業

根拠法令：個人情報保護に関する法律、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省、デジタル庁

## 2 上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策

### 【要望の理由・背景】

令和3年個人情報保護法改正により個人情報漏洩インシデントに関わる情報公開は迅速化しているが、そのほかのサイバー攻撃に関するインシデントについてはいまだに隠される傾向にあり、我が国のサイバーセキュリティ能力向上において障壁になっている。

また、サイバーセキュリティ対策への投資に積極的な企業が増えてきている一方で、いまだに対策に二の足を踏んだり、不要なコストであるとの認識に立つような経営者も少なくない。海外企業に比較して、自社のサイバーセキュリティ対策について詳細を公開している企業が少ない現状もあり、我が国の対策が底上げされない一因となっている。

こうした問題を解決するため、まず上場企業に対してサイバーセキュリティ投資を促進するための支援策を打つとともに、インシデント報告については適時開示と同じように義務化すべきである。

#### 【要望内容】

1. 有価証券報告書に、当該企業のサイバーセキュリティ対策について詳細を記したホームページのURLを記載することを義務付けるとともに、その記載内容の成熟度に応じて「サイバーセキュリティ経営銘柄」として評価・選定する。
2. 適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を入れる。

関連省庁：金融庁、経済産業省

### 3 中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進

#### 【要望の理由・背景】

中小企業のうち上位規模の企業は、ITシステムの高度化、業務データ量が多い、複雑なサプライチェーン構造等の理由からアタックサーフェスが広く、現に昨今、サイバー攻撃被害が急増し、被害企業の事業継続に影響を及ぼすだけに留まらず、一企業の業務停止がサプライチェーン全体に影響する事態となっている。

一方で、それら企業にセキュリティ対策にかけられる費用面での余裕は無く、社内に対策強化を推進するセキュリティ人材もない上、現状の支援施策は事業内容やリスク評価に基づく対策導入や、その運用までを広く支援するものが乏しい。

#### 【要望内容】

情報セキュリティ対策強化における次の役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設

1. セキュリティリスクの現状評価（アセスメント）、導入計画策定業務
2. セキュリティ対策システムの導入、および、運用（監視・保守）業務
3. 運用評価業務（次年度以降の運用計画策定を含む）

関連省庁：経済産業省、総務省

#### **4 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上**

##### **【要望の理由・背景】**

経済のグローバル化で海外依存度が高まる一方、国際紛争やパンデミック、自然災害等によるサプライチェーンの寸断リスクが高まり、経済安全保障の重要性がましている。

しかし、市場のビジネス的要請に頼ったサイバーセキュリティ対策では、効率性やコスト競争力等から、巨大資本を背景とした海外ベンダーに太刀打ちできない。

そこで、国力の維持、向上につなげる基盤として、サイバーを含むITインフラについて、他国への依存度を軽減し、国として自律的コントロール権を確保する必要がある。

##### **【要望内容】**

1. 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る。
2. 安全保障の観点から海外製品を使える領域使えない領域を明確にする。
3. 国産セキュリティ対策製品・サービスの開発支援、例えば国産サービスに対する（単年度でない）複数年契約可能なクーポンや補助金の設定。
4. 政府機関における、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進。
5. 海外マーケットにおける、日本製セキュリティ対策製品・サービス販売促進。

関連省庁：経済産業省、内閣官房

#### **5 ISMAP 改革に関する政策要望**

##### **【要望骨子】**

1. ISMAP運営委員会、管理基準検討会等、ISMAP（ISMAP-LIUを含む）の制度設計を行う政府組織の透明性を確保するとともに、産業界の意見を幅広く聞く場を設けていただきたい。
2. ISMAP、ISMAP-LIUの初期登録および更新のための費用負担が取得後に期待できる売上に比して高額であるため、マーケットニーズに照らして適切な費用となるよう制度設計をして頂きたい。
3. 事業者視点では複数のセキュリティ認証制度で同じ監査項目ではないかと思料されるものがあるため、同様の監査を既に実施していればISMAP監査からは当該項目を除外する等、監査を簡素化するよう求めたい。
4. 政府・自治体および重要インフラ企業のISMAP適用範囲を明確にしていきたい。

## 5.1 ISMAP-LIU における制度見直しについて

### 【要望の理由・背景】

DX推進においては、SaaSの活用が有効だが、信頼できるSaaSサービスを選定するために、多くの利用者がチェックリストによるリスク評価に時間を費やしている。ISMAP-LIUはそのような効率化と信頼性確保の両立のニーズに応えるべく制度を開始したが、その監査工数の負担は大きく、CSP(Cloud Service Provider)事業者のメリットが少ないため、普及が十分に加速できていない。

### 【要望内容】

1. ISMAPはIaaS、PaaS専用、ISMAP-LIUをSaaS専用サービスとして制度を見直しする。
2. SaaS専用とする事で利用期間における事前の影響度評価を無くし、利用機関側の負担を軽減し利用を加速する。
3. ISMAP登録済みのIaaSないしはPaaSの基盤の上に構築している事を条件とする。基盤の管理策の参照を可能とすることでCSPの負担を軽減し、登録を加速する事を可能にする。
4. ISMAP-LIUの利用増により、ISMAP事業者の登録メリットも向上させることでISMAPの制度維持拡大を図る。
5. ガバナンス及びマネジメント領域に関する要求は、ISO/IEC27001、27014、27017認証の実績とのマッピングにより、管理策ごとに参照する事で差分認証を可能にし、CSP事業者にとっての多重投資を抑制する。
6. 地方自治体での調達の加点要素とし、Digital Market Placeへの優先的登録など具体的なベネフィットをCSP事業者に提示する。

また、「情報セキュリティ管理・運用の基準」「監査機関登録申請者に対する要求事項」等について、ISMAP運営委員会でどのように議論が行われ決定されたのかが不明確であり、委員名簿が公開されていないため利害関係者が委員となっているかのチェックもできない状態にある。そのため、委員名の公開と議事録の公開を求めるものである。なお、委員名の公表により不適切な接触が行われることを懸念するのであれば、形式の如何を問わず委員への接触者と内容の記録公開をする仕組を整えることを合わせて要望する。

関連法令：サイバーセキュリティ基本法

「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」

関連省庁：デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、総務省、経済産業省

## 5.2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望

### 【要望の理由・背景】

2020年よりISMAPの運用が開始された。担当省庁はISMAPの改善に向けて努力をしているが、制度を利用する側にとってはまだ多くの課題が残っていると認識している。主要な課題として以下の3点を挙げたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
2. ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

### 【要望内容】

政府の目指すクラウド・バイ・デフォルト早期実現のため、本制度は大変重要であると認識。以下3点の検討をお願いしたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
  - 「ISMAP制度改善の取組み」にて制度所管省庁(NISC、デジタル庁、総務省、経済産業省)が本件を認識し、監査項目の見直しを実施していることは承知しているが、その削減率はまだ十分とは言えず(特に初回登録時)、継続しての取組みをお願いしたい。
  - 特にISMS、SOC2、FedRAMP等の認証と重複する監査項目も多い。すでに取得済み認証で監査済みの項目は免除するなど、抜本的対策をお願いしたい。
2. ISMAPの対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
  - 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等により、原則ISMAP登録サービスの採用を規定しているが、対象となる組織が明記はされていない。サプライチェーンリスクの観点からもGSS、LGWAN等を通じて接続される自治体等の組織や重要インフラ企業は対象とすべきと考えるので、本基本方針の対象の明記を望む。
  - 上記「基本方針」では、「原則」「暫定措置」など抜け道となる表現が多く、政府組織が「暫定措置」等を利用する際の規定や審査過程についても明確化すべきと考える。
3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足
  - 上記1、2に関連し、監査費用という大きな投資を必要とするにも関わらず、本制度によりカバーされる市場規模が不明確であり、費用対効果を測りかねて本制度への参加を躊躇するケースは多いと推察。政府が考える政府・民間におけるISMAPの適用範囲を明確にすることが必要と考える。

根拠法令：ISMAP設置根拠 NISCサイト「設置根拠」の項



<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ismap.html>

[政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて]参照

ISMAP基本枠組み-図解

[https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/wakugumi2021\\_gaiyou.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/wakugumi2021_gaiyou.pdf)

関連省庁：NISC、デジタル庁、経済産業省、総務省

### 5.3 ソフトウェア製品・サービスの JIS 認証推進

#### 【要望の理由・背景】

- ソフトウェア製品・サービス(以下、製品)の開発販売を主業務としている企業は多数あるが、企業規模が小さく、販売する場合に製品の品質や信用力を示せず商談の機会を損失するケースがあった。
- ソフトウェアの品質・信用力の証は企業の今後一層の発展のために不可欠であるため、ソフトウェア協会では2016年より「PSQ認証制度」(ソフトウェア品質認証制度)を立ち上げ実績を積み上げている。
- さらにこれを進め、2019年に経済産業省がソフトウェア製品も電磁的記録分野としてJIS認証の対象となることが発表され、2022年6月9日に第一号の認証が認められた。今後の普及を期待されている。

#### 【要望内容】

一層の普及促進とソフトウェア産業の健全な発展のため、JIS認証によるセキュリティ評価の標準規格化等が必要である。

1. JIS認証によるセキュリティ評価をISMAP-LIUの仕組みに取り入れ、政府の基盤インフラに連携する場合の標準規格にすること
2. JIS認証を取得する企業に対する補助金の創設
3. 当該認証を取得した製品は、製品内容もセキュリティ的にも安心・安全な製品として政府や自治体及び準ずる機関への調達基準として認証取得企業規模の大小にかかわらず採用すること

根拠法令：産業標準化法 第32条、第37条

規制監督省庁：経済産業省（日本産業標準産業調査会：JISC）

関連省庁：デジタル庁

## 6 マイナンバーを利用した IT 基盤の構築

### 【要望の理由・背景】

- 現在のマイナンバーカードは、裏面にマイナンバーが記載されているため、厳格な安全管理措置が求められている。しかし、カードを預かり窓口で処理ができれば事務処理は効率化可能。専用ソフトを登録した一般のスマートフォンで処理できれば大幅な利用コストダウンが図れる。
- 免許証としての利用も想定されているが、道路交通法違反を処理するには警察官がマイナンバーカードの確認をする必要があるはずで、現在のカードデザインのままでは預かることができないので利用が困難になるのではと懸念される。
- マイナンバーと健康保険証との紐付けで、8千件を超える誤処理が発生したと報道されたが、完全な紐付けのために多大な作業・コストが発生したものと推察。マイナンバーは1文字でも漏洩した場合に法律上の情報漏洩として扱うとの見解が特定個人情報保護委員会(現個人情報保護委員会)から示されているが、このために、本人に紐付けられた番号を本人に確認ができない(紐付けが間違っていた場合に情報漏洩事件になる)。住所情報を元に紐付け確認をすると不一致が多発するため、番号の下4桁で確認する方が効率的だ。
- マイナンバーカードには偽造防止のためにカード表面のイメージデータが格納されているとすることで、表面の番号印字や顔写真を無くしても番号の確認は可能のはずである。法律上もカードへの記載事項の全てが記録事項として求められている。
- 近年読み方が分かりづらい氏名が増えており、漢字の氏名がわかるだけで、ネット検索で容易に個人の関連情報を入手できるケースもある。クレジットカードのようにローマ字表記の氏名情報があった方が良い。パスポートのローマ字表記の氏名との統一は検討に値する。
- 今後のカードの高度利用を想定すると、カードの記載事項は、クレジットカードのようにローマ字表記の氏名と同姓同名の人がいる場合に誤処理が起こらないようにする情報(例：マイナンバーの下4桁)の記載が必要と考える。マイナンバーの下4桁は同姓同名者間で重複が起こり得るが、重複は発行側で検出できるはずで、枝番をつけるような対処でも回避可能と考える。
- 法律上はカードの記載事項と記録事項を同一にしているが、ICカードに紙のカードのような使い方を想定して制度設計したのではないか。不要な安全管理措置を強いる原因になっているので改善が望まれる。

### 【要望内容】

マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事

項の記載と記録の両方が求められているが、記録のみを必須とし記載を省略したカード(ナンバーレスカード)も発行できるようにして頂きたい。

- 記載事項は、クレジットカードのナンバーレスカードのように、ローマ字表記の氏名、有効期限（クレジットカードは発行日）のみにすべき。
- マイナンバーは、下4桁と同姓同名者がある場合の枝番だけにしていただきたい。
- マイナンバーは識別子であり暗証番号ではないので普通に使えるべきであり、特定個人情報制度を廃止していただきたい。

根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
第二条第七項  
規制監督省庁：デジタル庁

## 7 個人データ利活用における情報信託機能の活用促進と普及啓発について

### 【要望の背景・理由】

- GDPRやデータガバナンス法等、国際的なルール整備が進んでいる。DFFTの実現において日本国の制度がガラパゴス化しないよう、データ利用に関わる法制度やガイドライン、国家戦略を世界基準を踏まえて策定する必要がある。
- 国外では個人のデータ主権を確保する政策が講じられている。個人データに対する本人の権利拡充・強化を図ることで、企業が抱えこむデータを個人の意思で活用することが可能になり、国内のデータ流通・活用が大きく進む。
- 個人データ流通・利活用に係る制度や仕組みの検討は医療・健康、教育、防災等の「分野毎」に行われている。他方、総務省では「情報銀行」が生活者の委任を受けて個人データを仲介し、個人のコントロールビリティを確保することで、個人データの流通・利活用を促進するための検討が進められている。
- 分野毎に異なる制度が運用される場合、事業者はシステム構築や運用コスト、対応期間等の負荷が重なることで参入障壁が高くなり、消費者は乱立した制度について十分な理解を得ることが難しく、混乱や信用不安につながる懸念される。分野を横断した個人データの連携、利活用が阻害要因となりえる。

### 【要望内容】

1. データポータビリティ権の法制化による個人情報取扱事業者に対する個人データ流通促進
2. 個人データ流通促進のための「個人データに関する保護と利活用」の考え方の普及啓発

3. 分野毎に制度設計が進められている個人データ利活用に関する指針等の相互運用性を確保
  4. 「情報銀行」認定制度の活用促進
    - 自治体からの委託により、個人データを流通させる事業主体に対して「情報銀行」認定取得を勧奨
    - 「情報銀行」認定取得事業者に対するマイナポータルAPI審査の簡略化
- 根拠法令：個人情報保護法、包括的データ戦略、デジタル社会の実現に向けた重点計画

関連省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省、デジタル庁、内閣府、内閣官房

## 8 公共調達改革に関する政策要望

### 【要望骨子】

2023年3月にデジタル庁情報システム調達改革検討会より開示された「デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書 簡易版」を踏まえ、さらなる改善に期待したい。

中堅・中小企業、地元企業の参入チャンスを拡大／ハードルを低減し、政府調達の魅力度を向上するための施策

- 中小企業にさらなる門戸を広げるための施策
- フェーズ毎の検収の検討 等

### 8.1 官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備

#### 【要望の理由・背景】

現在の入札制度では、資格要件、支払要件などが厳しく、結果として中堅・中小企業、地元企業の市場参入が難しい。2023年3月にデジタル庁情報システム調達改革検討会より開示された「デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書 簡易版」によると、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大を実現するための取り組みとして、「技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化」および「DMP導入検討」が計画されている。

これにより、透明性、競争性などが向上され、中小を含めた多くの企業の参入障壁は下がることが見込まれる。またベンダーロックインの排除についても計画されており、企業が公平に入札に参加できるようになることが期待される。しかし、中堅・中小企業、地元企業の参入チャンスを増やすためには、今の計画に加え、より中小企業の現状に寄り添った施策が必要と考える。

#### 【要望内容】

- ① 中小企業が連携して受注する仕組み作り

JV制度及びJVでの入札が容易になり加速されるような入札資格制度の見直し。

- JVでの入札資格取得を可能とする
- 首都圏と地方企業でのJVを推奨し、その取り組みに補助金制度を設ける
- ② 完全競争入札ではなく、地元及び中小企業に発注枠を設ける
- ③ 完成検収後決済ではなく、工事進行基準に準拠しフェーズ毎の検収を可能にし、支払いも検収に合わせて実行する
- ④ 開発期間中の政府融資制度などを創設する

根拠法令/関連予算/関連税制：地方自治法施行令第167条の5

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省、総務省、デジタル庁

## 8.2 入札公告期間の十分な確保／政府調達の間隔設定について

### 【要望の理由・背景】

- 情報システム調達に関しては「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）に基づき、規模に応じた調達期間等が設定され運用されていると認識している。また、これら申合せのレビュー及びフォローアップを行うため、政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議が開催され、今後の政府調達の運営に関する取組みについて議論されている。
- 上記においては、提案事業者に必要な準備期間が確保されるよう、調達期間は入札公告の日から入札書受領まで50日の期間を設けることとされているが、以下のような場合があり、人材に限られる中堅・中小企業には特に対応が難しい状況となってしまう危険がある。
  - ✓ 政府調達においては、大型連休前（年末やお盆前）に入札等が公示され、連休明けに締切が設定されることがある。そのような場合、事業者としては提案準備や入札準備期間の確保が難しく、提案品質を低下せざるを得なかったり、本来休暇となるはずの期間を使って準備をしなければならないことがある。
  - ✓ 入札公告期間中には疑義照会の期間が設けられているが、照会に対する発注者からの回答が入札期限直前に開示され、提案事業者としては回答を受けてから非常に短い期間での提案内容や見積内容の修正を対応しなければならないことがある。
- また、現在調達手続の合理化を図るため、事業者が不要と認めた場合の意見招請の省略や、期間の短縮についても検討されていると認識している。手続きの合理化については柔軟な調達の実現のためにも必要な取組と考え本検討には合意するが、上記事項についても併せて考慮することで、より品質の高い提案の実現、働き方改革やワーク

ライフバランスの実現が可能になると考える。

#### 【要望内容】

調達手続きの合理化の取組みと合わせ、提案品質の確保、また、政府でも推進されている働き方改革やワークライフバランスの観点から、調達の期間設定(入札公告～入札期限)につき、事業者の準備期間が十分に確保されるよう検討いただきたい。

1. 入札公告期間を営業日換算にする
2. 入札公告期間についても意見招請等で事業者から意見を招請した上で決定する
3. 予定していた疑義照会回答日を超過した場合、入札期限を延伸する

根拠法令：「政府調達手続に関する運用指針」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）

関連省庁：内閣官房、デジタル庁

### 8.3 再委託手続きについて

#### 【要望の理由・背景】

- 現在の政府調達案件は、「契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－〈結果に基づく勧告〉」（平成26年1月28日、総務省行政評価局）等に基づき、不適切な再委託等が行われることを防止するため、再委託等に関する事項（禁止事項、承認手続等）について、契約書等において適切に設定すること、再委託等の承認に係る審査について、適正に実施することが進められている。
- また、「デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書」（令和5年3月10日 デジタル庁）情報システム調達改革検討会内（令和5年2月6日）では、システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、“中抜き”を防止するような再委託に関するガイドラインを整備すること、中小・スタートアップ企業等との直接契約を増やす環境を整備するまでの当面の対応として、中小・スタートアップ企業等の役割分担を明確にし、参入障壁になっている事務手続きや法的リスク（損害賠償の上限がない契約）を委託元が担うことを前提とした再委託を活用することが記載され、取組みが進められている。
- これらの取組みの通り、適切な再委託に関するルールの整備、その活用は質の高い情報システムの整備にとって重要である。
- 一方、再委託に関する実際上の運用としては、事業者が落札、契約後、定められた手続きに基づき、承認を得て、契約事業者は再委託先との契約を行い業務に着手する。そのため、再委託先の業務着手には一定の期間が必要な状況となっている。また、万が一、契約後の再委託先承認の手続きが認められない場合、契約履行に重

大な危惧が生じる状況となってしまう。

#### 【要望内容】

再委託先に関する適切でスピーディーな運用を進めるため、「入札公告後、入札までの間において、事業者側から再委託先候補の届け出があった場合、仮承認審査を行い、再委託を行う旨が仮承認される」プロセスを検討いただくことはできないか。

本対応により、事業者は再委託先との手続きを早期に進めることが可能となり、実作業も早期に着手、より余裕のある期間の確保が可能になる。また、上述の報告書で言及されている、中小・スタートアップ企業等の再委託としての参画も、そのハードルや不確実性を下げることが可能になると考える。

### 8.4 付加価値を評価する評価基準や契約形態について

#### 【要望の理由・背景】

- 現在の政府調達では、「完全定額契約」(FFP: Firm Fixed Price)が主流であり、SLAのように基準とペナルティは設定されているものの、高いパフォーマンスを発揮したもののや付加価値を創出した取組みへのインセンティブは設定されていない。
- 一方、デジタル庁「情報システム調達改革検討会」の最終報告書<sup>1</sup>でも言及されるアジャイル開発等においては、疎結合なマイクロサービスを活用する等、開発段階から、構築後の柔軟なサービス改善や利用者の体験価値向上等を意識することが重要となる。同じ要求仕様に対しても、実現方式によって将来的に創出できる付加価値に差異が生じるが、このような付加価値創出に対して、評価する枠組み・指標は十分に整理されていないと認識している。
- 上記のような付加価値の向上に繋がる取組みを評価・促進する仕組みとして、米国の政府調達では、過去にPBA(Performance Based Acquisition)を適用。PBAではインセンティブの基準として“パフォーマンス”、“納期”、“過去のパフォーマンス”等が設定されている。

また、現在ではGSA(米国調達庁)が示す指針「Digital Service Handbook」では、「Develop metrics that will measure how well the service is meeting user needs at each step of the service」と付加価値を向上させるための指標整備が推奨されている。

国内では、防衛省が2023年度より、納期管理で成果を出した企業に対しインセンティ

---

<sup>1</sup> デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書(本文)

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/d7917b18-7475-4b60-9199-ff252a463ce2/7687b5eb/20230206\\_meeting\\_procurement\\_reform\\_outline\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d7917b18-7475-4b60-9199-ff252a463ce2/7687b5eb/20230206_meeting_procurement_reform_outline_02.pdf)

ブを与え、営業利益として最大15%上乘せする取組みを適用している。

- 日本のITシステムに関する政府調達においても、①従来の入札価格と技術点という評価軸だけでなく、構築するシステムによって創出できる付加価値を示した提案を高く評価すること、②契約形態においても事業者システム構築後も改善を促すインセンティブを設計することを通し、継続的にシステム/サービスを進化させる仕組みを整備すべきではないか。これらの取り組みによって、政府調達にまだ参画したことがない企業に対しても、政府調達案件のビジネスとしての魅力が向上し、多種・多様な企業の参入を促すことが可能になると考える。

#### 【要望内容】

受発注者の双方にとって利のある関係性を強化すべく、従来の入札価格と技術点という評価軸だけでなく、構築するシステムによって創出できる付加価値を示した提案を高く評価すべき。あわせて、SLA等のペナルティの設定だけでなく、事業者システムに付加価値を生み出すシステムを構築・改善する動機付けを行うべく、契約形態においてCPIF（Cost Plus Incentive Fee Contract）のようなインセンティブを考慮すべき。

根拠法令：デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（調達関係省庁申合せ）

関連省庁：デジタル庁、総務省

### 8.5 技術的対話による企画競争参加へのインセンティブ導入

#### 【要望の理由・背景】

2020年度から施行されている政府調達における技術的対話による企画競争について、約120日にも及ぶ調達検討に参加したにも関わらず、採用されなければ調達対応に投資したコストがすべて事業者の負担となり、特にこのような負担をすることが難しい中堅・中小企業やスタートアップ企業の参加への意欲を阻害する要因の一つとなっている。

#### 【要望内容】

事業者が政府調達に参加するハードルを下げるために、事業者に対して調達対応に発生する工数分を直接報酬として支弁する制度を導入いただきたい。

具体的には、技術的対話相手に指名された場合は官庁からの指示内容に対して工数を提示し、双方合意の上、官庁から事業者報酬が支払われる等の対応を検討いただきたい。



関連法令：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日 閣議決定）  
規制監督省庁：デジタル庁

## 9 競争力向上に向けた全国民のデジタルリテラシー向上政策

### 【要望の理由・背景】

自治体や企業のDX推進の阻害要因の1つとして、職員や働き手のデジタルリテラシーの不足/欠如があげられる。すでに、リスキリングやデジタルスキル標準の検討等、学習の手立てはそろいつつあるも、著しい効果を生むまでには至っていないことは、デジタル・ニッポン2023に掲げるITパスポート資格取得者が飛躍的に増えているわけではない点を見ると明らかである。その理由としては、「ITパスポート」を受験するメリットが見出しにくい点と、資格受験料負担にあると考えられる。後者については、リスキリングの助成対象外となっており、この課題に気付いている一部の自治体で資格受験料補助等の動きもでてきてはいるが、全国民のデジタルリテラシーの向上とその証となるITパスポート資格者の増加対策は喫緊の課題である。

### 【要望内容】

ITパスポート資格を促進させるために以下を要望する。

1. ITパスポート試験の資格受験料の無料化
2. ITパスポート試験資格取得者の人数もしくは割合に閾値を設けた上で次のいずれかの助成や税制優遇策の検討
  - a.DX認定制度 b.DX投資税制 c.IT導入補助金 d.デジタル田園都市国家構想

根拠法令/関連予算/関連税制：DX認定制度、IT導入補助金、DX投資税制

関連省庁：経済産業省、厚生労働省、デジタル庁、IPA

## 10 「情報教育振興法」の新設

### 【要望の理由・背景】

情報教育は文化的な国家の建設および産業経済の発展、国民生活の向上の基礎となっている。言い換えると情報教育は学術の基盤であり、産業の基盤でもある。学術の基盤教育としては理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）、産業の基盤教育としては産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）があり、わが国の文化と産業経済を支えてきた。今後のわが国のさらなる発展のためには、情報教育についても同様の法整備が必要になっている。

### 【要望内容】

## 「情報教育振興法」の新設

今後のわが国のさらなる発展のため、学術の基盤および産業の基盤でもある「情報教育」に関する振興を図る「情報教育振興法」の新設を要望。「情報教育振興法」の骨子案は、次の通りである。

1. 情報教育の振興に関する総合計画を樹立すること
2. 情報教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること
3. 情報教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること
4. 情報教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること

関連法令：理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号) 産業教育振興法  
(昭和二十六年法律第二百二十八号)

関連省庁：文部科学省、デジタル庁

参考) 本制度による予算規模(案)：計161億円

- 教員の給与増額：60万円/人年 \* 10,000人=60億円/年
- 教室の機器整備：200万円 \* 4700校=94億円/年
- リカレント講習事業への補助金：0.2億円×25事業=5億円/年
- 受講生への受講料の補助金：2万円×10,000人=2億円/年